

浦臼町告示第61号

平成31年度及び32年度における競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成31年度及び平成32年度に浦臼町が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するものに必要な資格を次のとおり定める。

平成30年12月12日

浦臼町長 齊藤純雄

第1 資格要件

1. 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)及び(4)のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 本町の徴税に滞納がないこと。
- (4) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

2. 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気配線工事、管工事、塗装工事、標識設置工事、機械器具設置工事、及び造園工事
 - (ア) から(ウ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 平成31年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律100号）第3条第1項の許可（第3表左欄に掲げる資格の区分に応じ当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。
 - (イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成31年4月1日前である場合は、平成31年4月1日）の1年7月前の直後の営業年度の終了日（以下「基準日」という。）以降に（ア）に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。
 - (ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、（ア）に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
 - (エ) 雇用保険・健康保険・厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。
ただし、加入義務のない者については、この限りでない。

第1のただし書きに規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付けする。

(ア) 客観的審査事項

(イ) 主観的審査事項

第3表

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業（農業土木工事・森林土木工事）とび、土工工事業、石工事業 しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび、土工工事業、石工事業 タイル、レンガ、ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、 内装上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業 ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業 さくい工事業又は熱絶縁体工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび、土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(2) 建築物の設計

(ア) から (ウ) までのいずれにも該当すること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。但し、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りではない。

(イ) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(ウ) 資本金が30万円以上又は従業員が3人以上であること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成

(ア) から (イ) までのいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(イ) 資本金が30万円以上又は従業員が3人以上であること。

(4) 測量

(ア) から (ウ) までのいずれにも該当すること。

(ア) 測量法（昭和24年法律第188条）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

(イ) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(ウ) 資本金が30万円以上又は従業員が3人以上であること。

(5) 物品及びその他委託に係る契約

共通要件

平成31年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

3. 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 国土交通省局長が行う官公需適確組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第2 資格審査の申請の時期及び方法

1. 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2)から(5)までに掲げる物以外の者。
平成31年2月1日から平成31年2月20日まで
- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 国土交通省局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 町長が特別の理由があると認めたる者
町長の指定する日。

2. 申請の方法

資格審査の申請は、申請書類を町長に提出することにより行わなければならない。申請書類は市町村統一様式のほか、納税証明書を添付するものとする。

第3 資格審査の再申請

1. 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者。
- (2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者。
- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの。

2. 再申請の方法

再申請の方法は第3の2を準用する。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1. 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日（その日が平成31年4月1日前である場合は、平成31年4月1日）から平成33年3月31日までとする。但し、共同企業体にあつては、平成32年3月31日までとする。

2. 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成33年1月に平成33年度及び34年度の資格に関する告示を行う予定であるので、当該告示に基づき資格審査の申請を行うこと。但し共同企業体にあつては、資格の有効期間が満了する前に平成32年度の資格審査の申請を行うこと。

第5 資格の喪失

資格の有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1. 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

2. 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。